

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

陳情趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の陳情事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情事項

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

令和6年 11月 7日

陳情者

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町978-46

代表者名 茨城県教職員組合

執行委員長 井坂 功一



[ほか 452 名 提出]

ひたちなか市議会議長 薄井 宏安 殿

令和6年 月 日

意見書（案） 第 号

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

ひたちなか市議会議長 薄井 宏安

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

ひたちなか市議会議長

薄井 宏安 殿

令和 6 年 11 月 21 日

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る
意見書採択を求める請願

請願者

住 所 〒310-0022

茨城県水戸市梅香 2-1-39

茨城県労働福祉会館内

団 体 名 UAゼンセン茨城県支部

代表者名 支部長 佐々木 琢郎

電 話 029-227-2962

紹介議員

三瓶 武



医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書採択を求める請願

1 請願の趣旨

医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要があります。こうした観点から政府において、本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項

- (1) 国が製薬会社や医薬品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みの構築と、医薬品や医療機器の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。
- (2) 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現下の薬価制度の見直しによるイノベーションの推進と医薬品の増産等に必要な人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財政支援を行うこと。

2 請願理由

令和2年以降、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の製造や出荷の停止・縮小が広範に行われている。その結果、医療機関や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いております。

そのため、医療機関や薬局においては、供給不足となっている医薬品を同一の効能を持つ他の薬に変更するといった対応が取られているものの、今なお深刻な供給不足が続いている。またコロナ禍において、ワクチンや治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国の創薬力が低下しています。

医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要があります。

よって、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局へ医薬品や医療機器を安定して供給する必要があります。

こうした観点から、政府において上記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

意見書 第 号

内閣総理大臣
財務大臣 宛て
厚生労働大臣
衆参両院議長

令和 年 月 日
ひたちなか市議会議長 薄井宏安

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書

後発医薬品の市場が拡大する中、令和2年以降、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の製造や出荷の停止・縮小が広範に行われている。その結果、医療機関や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いている。

この間、医療機関や薬局においては、供給不足となっている医薬品を同一の効能を持つ他の薬に変更するといった対応が取られているものの、今なお深刻な供給不足が続いている。またコロナ禍において、ワクチンや治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国の創薬力の低下も明らかとなっている。

医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要がある。

よって、政府においては、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局へ医薬品や医療機器を安定して供給するため、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 国が製薬会社や医薬品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みの構築と、医薬品や医療機器の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。
- 2 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現下の薬価制度の見直しによるイノベーションの推進と医薬品の増産等に必要の人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める請願書

紹介議員

鶴澤 恵一



訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める請願書

【請願趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で1.5・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

【請願項目】

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

2024年11月25日

茨城県社会保障推進協議会

水戸市白梅4-1-30 信和総業ビル2-A

029-228-0600

事務局長 如賀美 哲也



ひたちなか市議会議員 薄井宏安殿

意見書（案）

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で1.5・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月額7500円、25年度に月額6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年12月〇日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
財務大臣

ひたちなか市議会

『国保制度の見直しに伴う検討状況（税率改正）について』

I. 国保制度の見直しについて

I-1. 都道府県単位での保険税水準統一の徹底

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において明記

(1) 厚生労働省「保険税水準統一加速化プラン」の改定（令和6年6月26日）

- ① 保険税水準完全統一目標年限：次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度15年度までの移行を目指しつつ、遅くとも17年度までの移行を目標とする
- ② 保険税水準統一加速化に向けた支援強化（令和6年度から）
 - ・ 特別調整交付金による財政支援
 - ・ 保険者努力支援制度における配点の拡大



※完全統一となれば、市町村の独自財源利用による保険税抑制は不可

・ 標準（必要）保険税率からかけ離れた低い税率に抑えた場合、完全統一の際に被保険者に急激な負担増となる（独自の減免措置は不可）

・ **完全統一までに段階的に標準（必要）保険税率へ近づけていくことが必要**

(2) 茨城県では、茨城県国民健康保険運営方針の改定

・ 第2期国保運営方針（令和6～11年度）の中間見直し年の前年となる令和8年度には、県内の保険税水準の統一に向けての意思決定を目指し、取組を加速化するものとする

I-2. 子ども・子育て支援金制度の創設（令和8年度～）

- ・ 令和6年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により、新たな少子化対策の財源を国民や企業から確保するため、公的医療保険税に「子ども・子育て支援金」を上乗せし、納付金として国に納める仕組みが導入される
- ・ 令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入

（参考）1人当たり平均：R8_3,000円 R9_3,600円 R10_4,800円

⇒ **令和8年度から、国保税に上乗せされるため、8年度から10年度までは、毎年税率改正が必要となる見込み**

(1) 保険料水準統一加速化プラン (第2版) (概要)

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。(保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済)

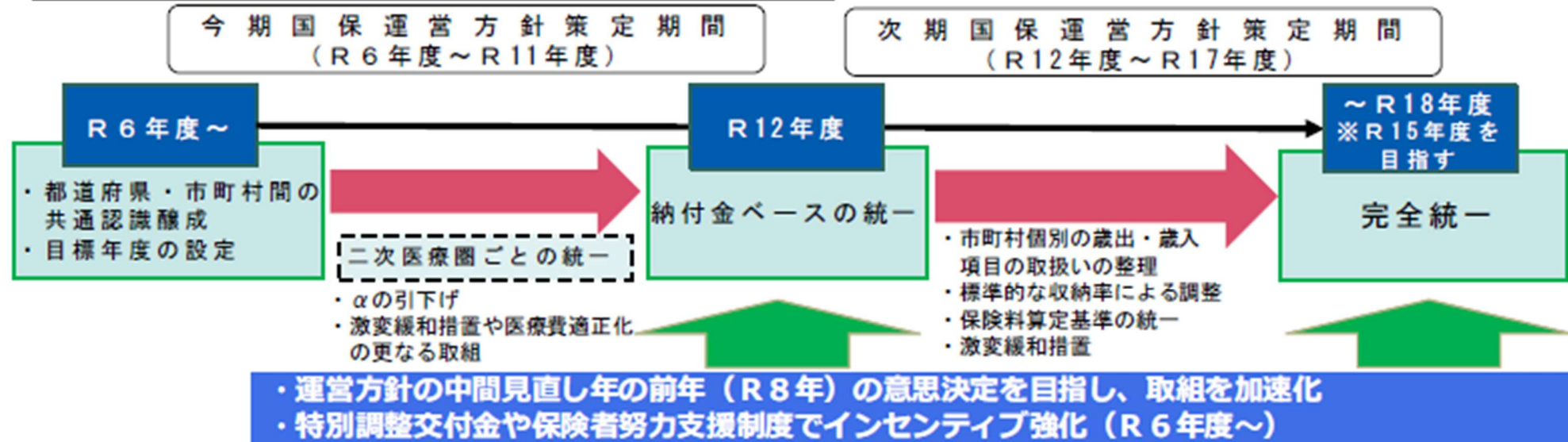
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年(令和8年)に向けた取組の加速化を進める。
 - 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間(令和12~17年度)の中間年度(令和15年度)までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標とする。
- ※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年(令和8年)に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



2. 本市国保の現状について

※取消し線の箇所: R6.11月時点に見直し修正

- 2-1. 被保険者数の推移
- 2-2. 医療費の推移
- 2-3. 納付金の推移
- 2-4. 納付金に係る財源不足の推移
- 2-5. 一人当たり国保税額・収納率の推移
- 2-6. 令和6年度国保税（料）県内他市町村との比較
- 2-7. 令和6年度国保特別会計予算
- 2-8. 令和6年度国保税の決算見込み（R6.6.24本算定現在）
- 2-9. 支払準備基金の残高

保健福祉部国保年金課

2-1. 被保険者数の推移

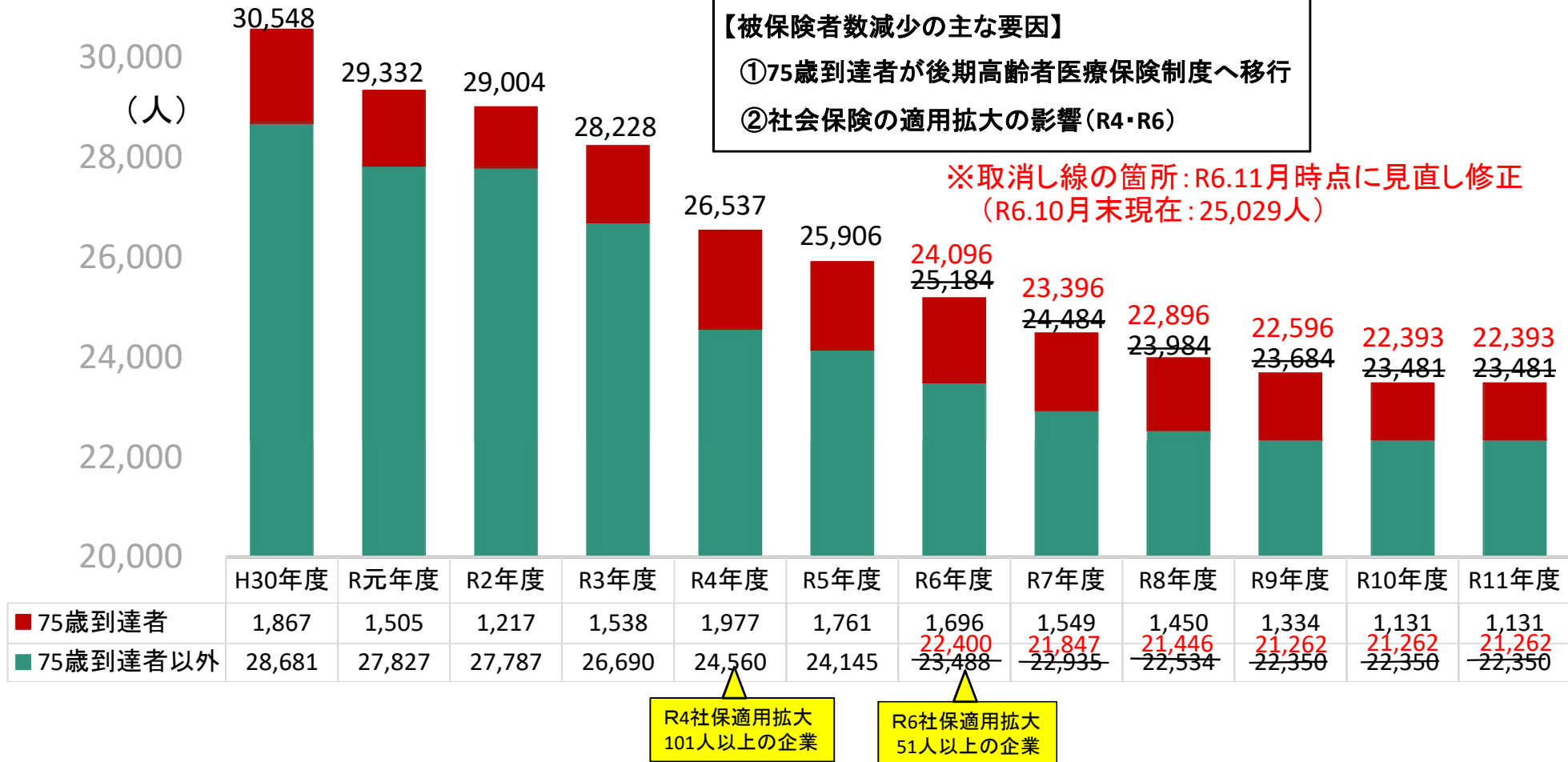
※R6年度以降は見込み ※各年度末現在の被保険者数

※R7年度以降の社保適用拡大の影響は勘案していない

【被保険者数減少の主な要因】

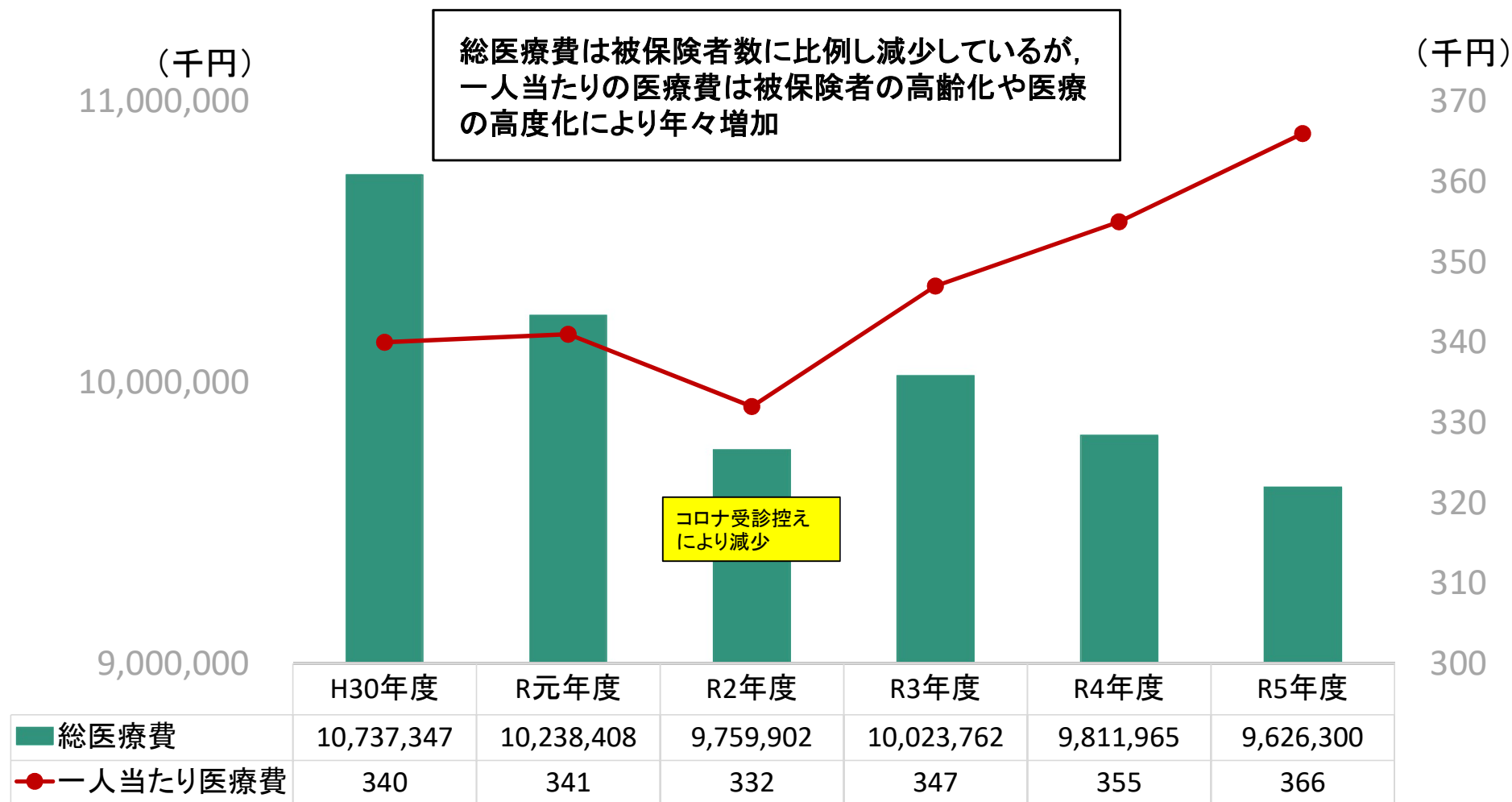
- ①75歳到達者が後期高齢者医療保険制度へ移行
- ②社会保険の適用拡大の影響(R4・R6)

※取消し線の箇所: R6.11月時点に見直し修正
(R6.10月末現在: 25,029人)



2-2. 医療費の推移

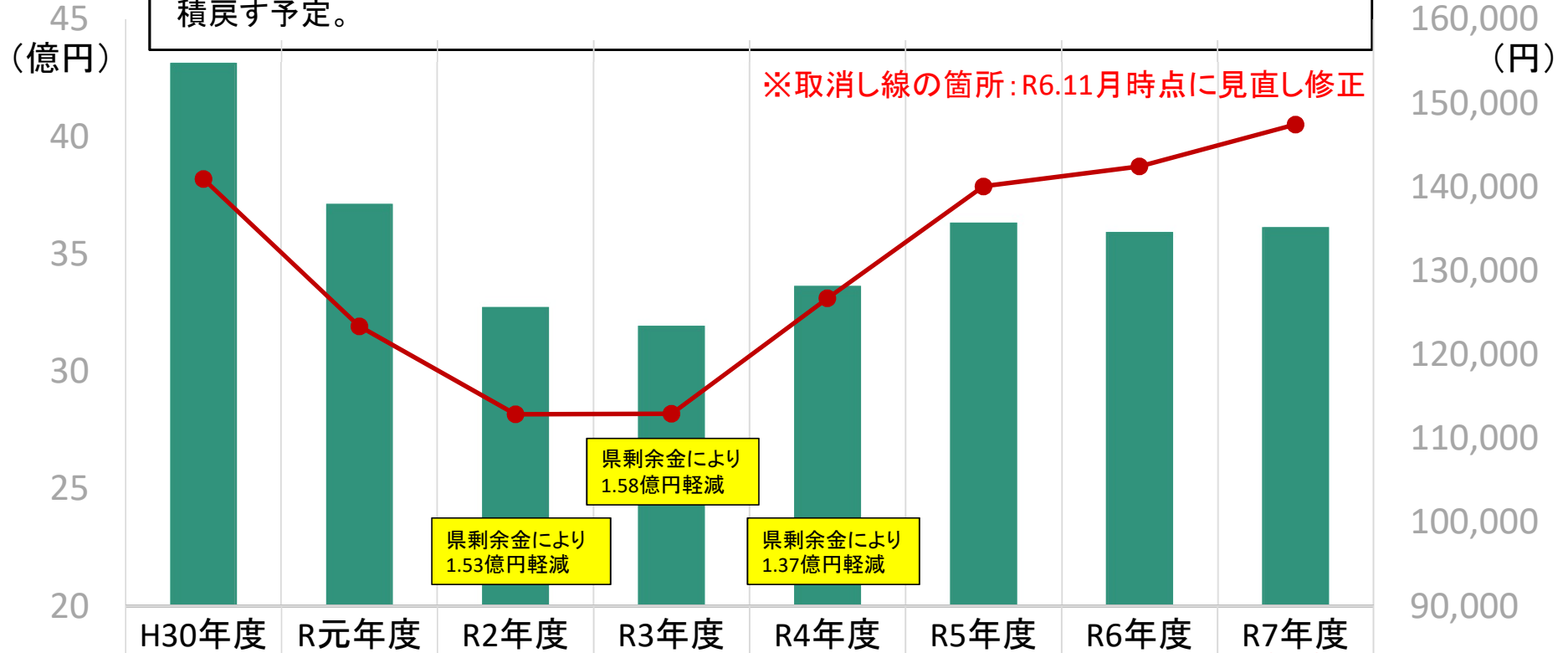
※一人当たり医療費＝総医療費／年間平均被保険者数



2-3. 納付金の推移

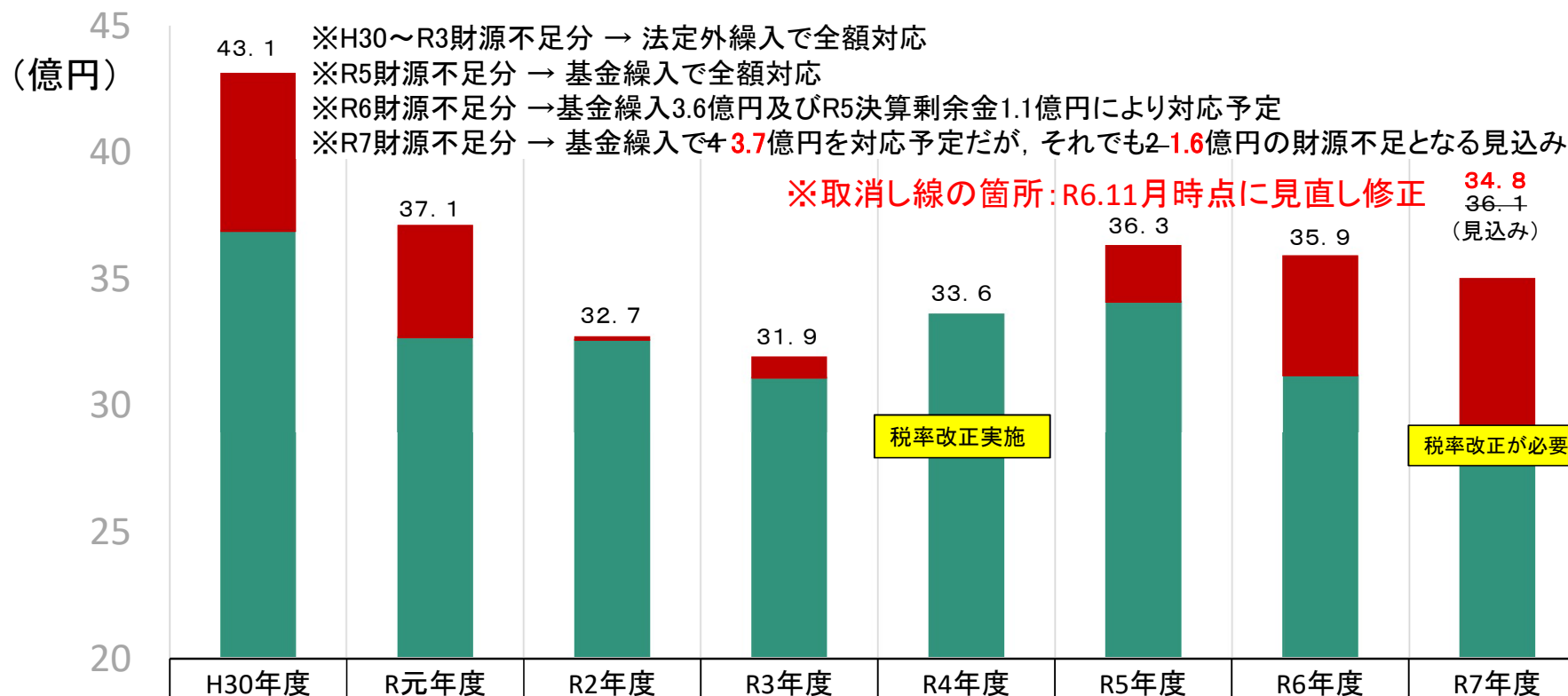
※R7年度は見込み ※一人当たり納付金＝納付金額／年度末の被保険者数

R4年度に県が取崩した県基金35億円のうち、23億円は県の剰余金などを活用し、残りの12億円については、R6～8年度の納付金に加算(本市は1,800万円程度×3か年度)され、積戻す予定。



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
■ 納付金額	43.1	37.1	32.7	31.9	33.6	36.3	35.9	34.8
● 一人当たり納付金額	140,938	123,376	112,888	112,948	126,719	140,059	142,442	147,432 148,572

2-4. 納付金に係る財源不足の推移 (R7税率改正を実施しない場合)



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
■ 財源不足	6.2	4.4	0.1	0.8	0.0	2.2	4.7	6.0 5.3
■ 国保税等で対応	36.9	32.7	32.6	31.1	33.6	34.1	31.2	29.0

【参考】

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
国保税収納額	26.0	24.8	24.4	23.7	26.0	25.1	22.7	21.8

※R6年度以降は見込み

※滞納繰越分含む

2-5. 一人当たり国保税額・収納率の推移

※一人当たり国保税額＝決算調定額／年間平均被保険者数

(千円)
100,000

R4税率改正の実施及び被保険者の減少により、一人当たり国保税額はR4年度以降上昇している。収納率はR3年度以降0.3～0.4%下降傾向となっているが、本市は県内3位と高い収納率を維持している。税額が高くなると、納付困難者が増加することが要因と考えられる。

(%)
97

95,000

96.5

90,000

96

85,000

95.5

80,000

95

75,000

94.5

94

税率改正実施

R元年度

R2年度

R3年度

R4年度

R5年度

■ 一人当たり国保税額
● 収納率

82,014

82,212

81,778

95,274

96,569

95.5

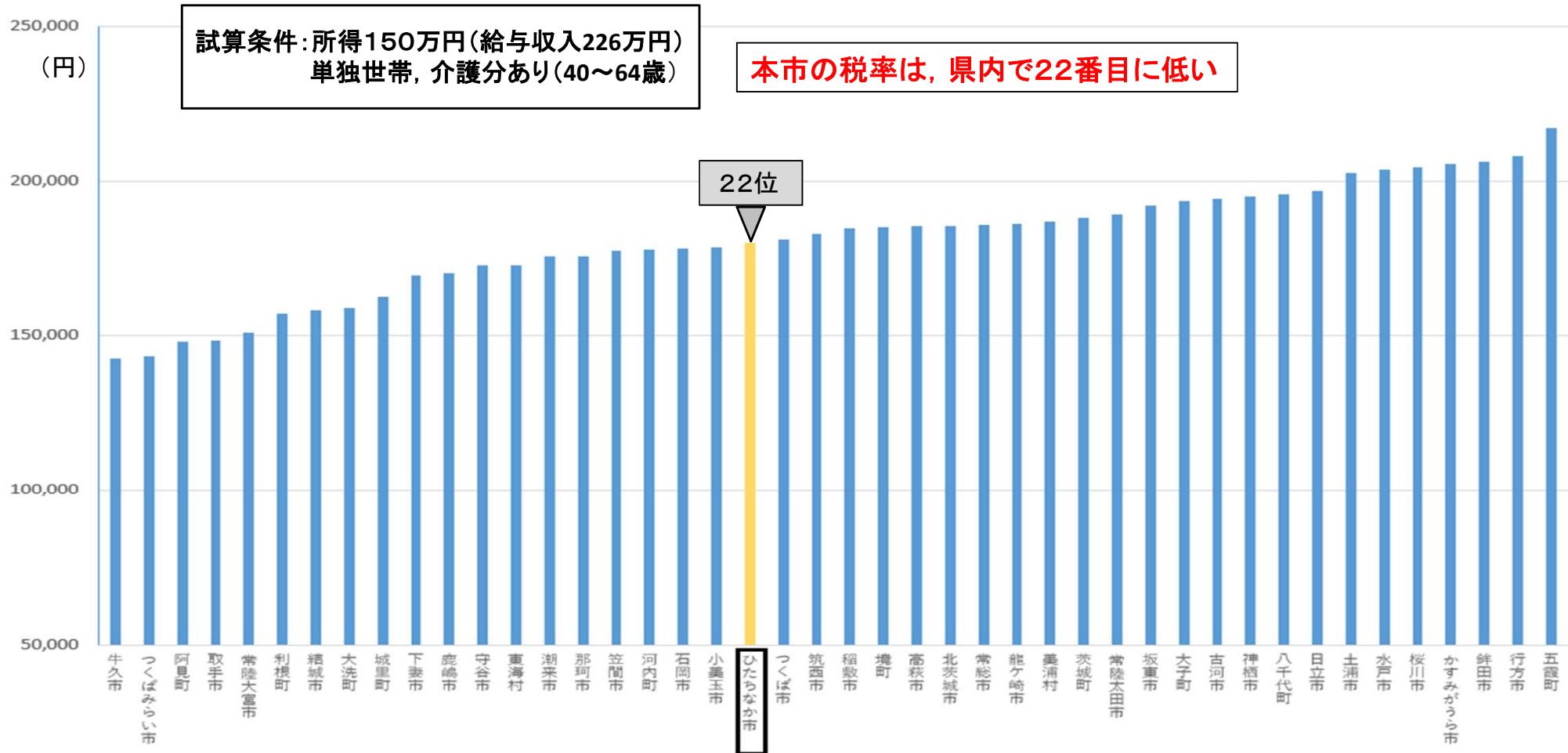
96.1

96.6

96.2

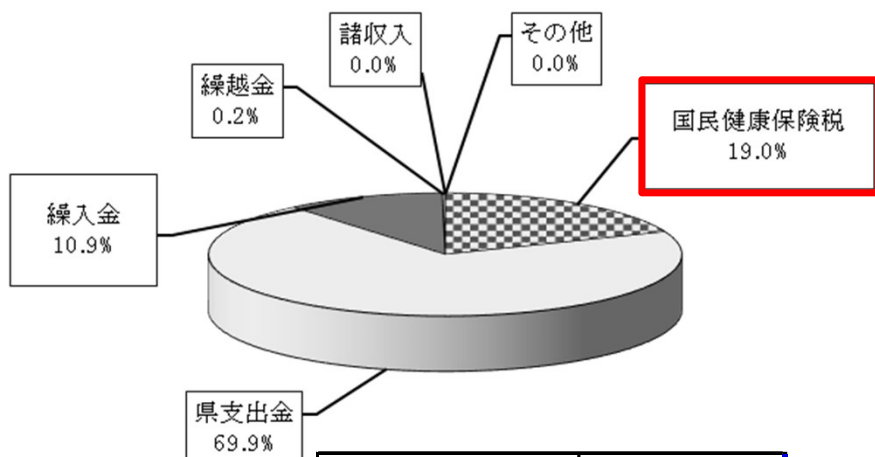
95.9

2-6. 令和6年度国保税(料) 県内他市町村との比較



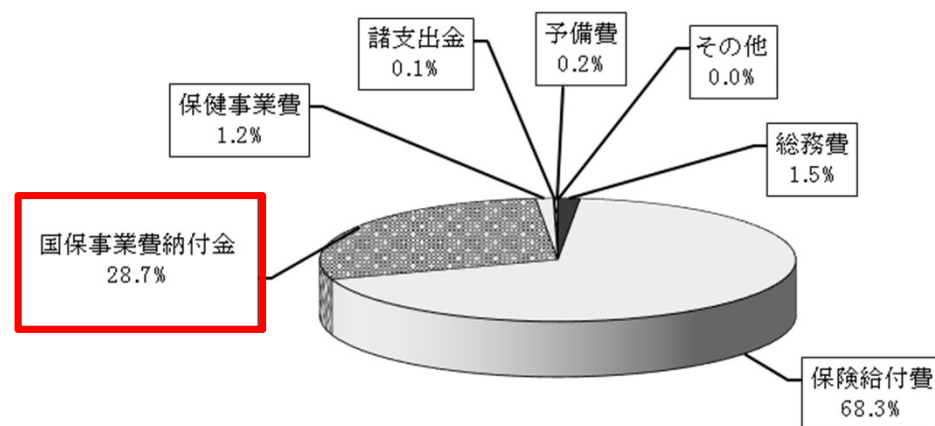
2-7. 令和6年度国保特別会計予算

歳入 12,500,540千円



項目	金額 (千円)
国民健康保険税	2,381,328
県支出金	8,732,008
繰入金	1,355,718
繰越金	20,000
諸収入	5,669
その他	5,817
計	12,500,540

歳出 12,500,540千円



項目	金額 (千円)
総務費	186,538
保険給付費	8,542,069
国保事業費納付金	3,587,272
保健事業費	148,413
諸支出金	16,232
予備費	20,000
その他	16
計	12,500,540

2-8. 令和6年度国保税の決算見込み

	世帯数	被保数	一人当たり税額
R6本算定	17,941世帯	26,644人	106,000円
R5本算定	18,169世帯	27,274人	103,000円
前年との差	△228世帯	△630人	+3,000円

本算定(R6.6.24)現在	
賦課総額	24.6億円
被保数減の影響額	△1.4億円
調定額	23.2億円
収納率	95.5%
収納額	22.2億円
税込必要額	26.9億円
不足額	△4.7億円

基金繰入金 3.6億円
R5剰余金 1.1億円
を活用して賄う予定

(参考)

	一人当たり税額
現行の税率	106,000円
標準保険税率	130,000円
現行との乖離	△24,000円

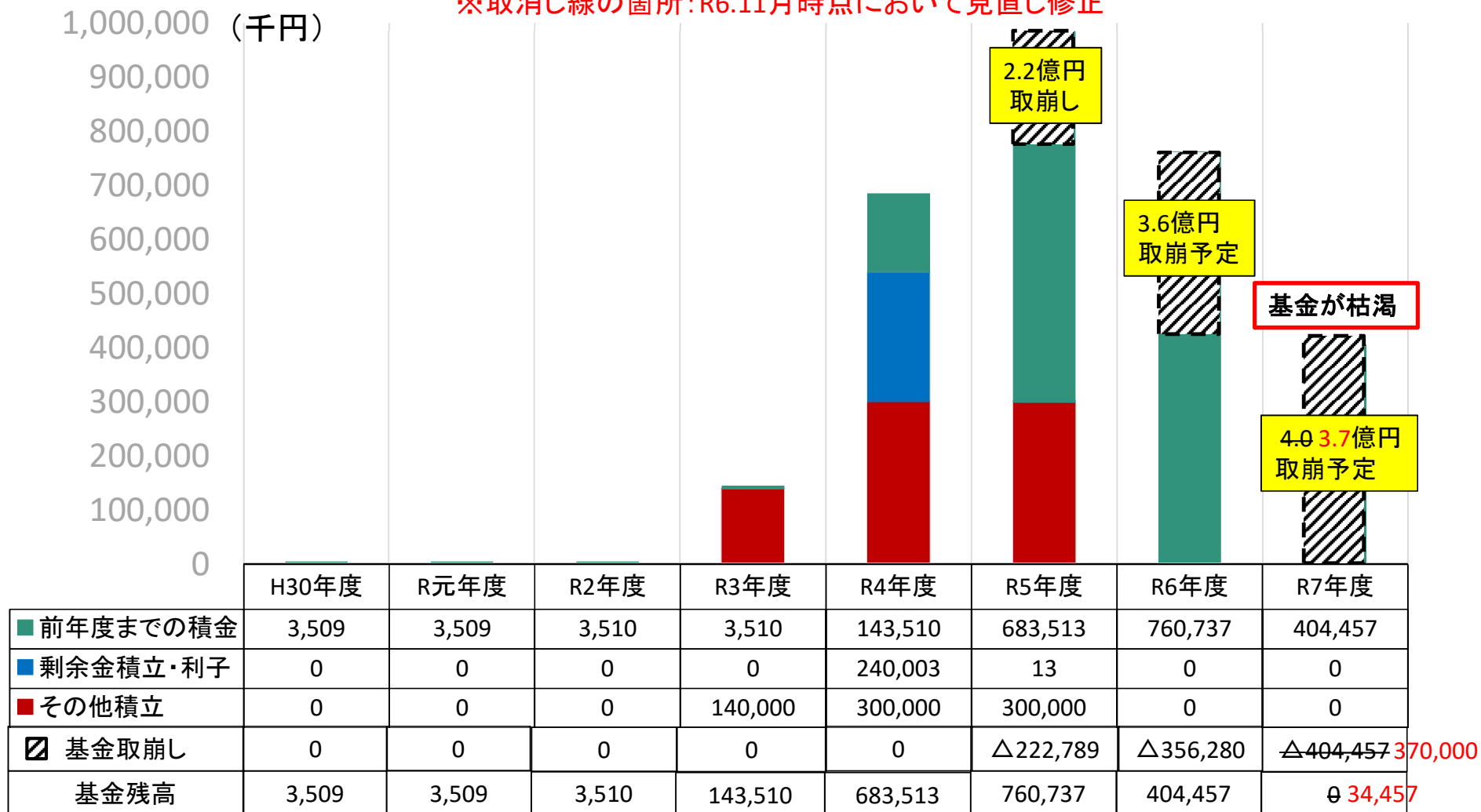
R6標準保険税率で設定していた場合	
賦課総額	29.4億円
被保数減の影響額	△1.6億円
調定額	27.7億円
収納率	95.5%
収納額	26.5億円
税込必要額	26.9億円
不足額	△0.4億円

標準保険税率で設定していた場合、
ほぼ財源不足とならない運営ができる

2-9. 支払準備基金の残高

※R6年度以降は見込み

※取消し線の箇所: R6.11月時点において見直し修正



3. 令和7年度からの国保税率見直し方針案

※取消し線の箇所: R6.11月時点に見直し修正

- 3- 1. 国保税率見直しの考え方
- 3- 2. 【案①】 隔年, 12,000円増額パターン
- 3- 3. 【案②】 毎年, 9,000円増額パターン
- 3- 4. 案件別比較
- 3- 5. 国保運営協議会からの意見
- 3- 6. 税率改正に伴う負担緩和策 (案)
- 3- 7. 今後のスケジュール
- 3- 8. まとめ

保健福祉部国保年金課

3-1. 国保税率見直しの考え方

◆現 状

- ・令和4年度の18年ぶりの税率改正以降，社会情勢の変化が想定以上に大きく，令和5年度からは支払準備基金を取り崩しながらの財政運営が継続中。（令和6年度現在，**標準保険税との乖離は約24,000円**）
- ・令和7年度には基金も枯渇する見通しで，財源不足を解消するためには，国保税を引き上げざるを得ない状

◆課 題

1. 中期的な税率見直しの必要性

- ・令和7年度のみ税率見直しで税収不足分を解消する場合⇒被保険者にとって急激な負担増
- ・今後も標準保険税率は年々上昇していく見込み⇒中期的な税率見直しが必要

2. 保険税水準の統一を見据えた税率見直しの必要性

- ・茨城県⇒今期運営方針中間見直しの**令和8年度**に，完全統一に向けた方針案提示見込
- ・本市⇒県の動向を注視しながら，段階的に標準保険税率に近づけていく必要あり

※**完全統一された場合，市町村ごとに独自の減免措置や基金の活用による税率抑制を実施することは不可**

※**標準保険税率からかけ離れた低い税率に抑制していた場合，完全統一時，被保険者に急激な負担増**

3. 子ども・子育て支援金制度の創設を見据えた税率見直しの必要性

- ・新たな少子化対策の財源確保の仕組み⇒令和8年度から公的医療保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされる。**令和8年度から10年度**にかけて，段階的に導入予定
- (参考) 1人当たり平均：令和8年度 3,000円 ⇒ 令和9年度 3,600円 ⇒ 令和10年度 4,800円

(R6.7.1「子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療主管課長等会議」資料より)

◆3年おきに改正する案

令和7年度の試算 (R6本算定(R6.6.24)現在の被保険者数及び所得状況を基に試算)

賦課総額	31.3億円	29.4億円	28.6億円	24.6億円
賦課総額の特徴	繰入金なしの 運営可能	R6標準保険税率	R4税率改正と同程度の 引き上げ(4億円増)	現行の税率
調定額 (被保数減分を減額したもの)	28.6億円	26.8億円	26.1億円	22.5億円
収納額(収納率95%)	27.1億円	25.5億円	24.8億円	21.3億円
必要税収額	-27.3億円 26.6億円	-27.3億円 26.6億円	-27.3億円 26.6億円	-27.3億円 26.6億円
税収不足額	△0.2億円 0円	△1.8億円 △1.1億円	△2.5億円 △1.8億円	△6.0億円 △5.3億円
税収不足への充当方法	基金繰入金の活用	基金繰入金の活用	基金繰入金の活用	基金繰入金の活用しても 2.0 1.3 億円赤字
一人当たり国保税額	139,000円	130,000円	124,600円	106,000円
現行との乖離	+33,000円	+24,000円	+18,600円	0円

- ・現在の税率(賦課総額24.6億円)から令和4年度税率改正時と同じく4億円増額(賦課総額28.6億円)⇒税収不足額が2.5 **1.8**億円。
- ・税収不足額をほぼ解消するまで引き上げる(賦課総額31.3億円)⇒1人当たり**3万3千円増額**, 被保険者にとって大きな負担。
- ⇒*まずは**令和6年度現在の標準保険税率(賦課総額29.4億円)まで近づける⇒24,000円増**
- *令和7年度だけの税率改正では影響が大き過ぎるため、**複数年に渡って税率改正を行う**

※取消し線の箇所:R6.11月時点に見直し修正

◆標準保険税への到達のために

◆目標年度:令和9年度

*茨城県国保運営方針(令和6年度から11年度)の中間見直し年にあたる令和8年度末までに、県内の保険税完全統一に向けた方針案が示されると想定し、令和7年度から9年度の3年間における目標額への到達を目指す。

*令和10年度以降の税率改正については、県から示される方針案を踏まえ、令和9年度中に検討を行うものとする。

◆目標額: +27,000円

*令和6年度現在の1人当たり国保税額106,000円と標準保険税130,000円との乖離24,000円(A)、令和9年度までの子ども・子育て支援金増額分およそ3,000円(B)の合計27,000円について、段階的に解消していく。

*国保の構造的な問題により、今後も毎年、標準保険税率の上昇が想定されるが、上昇分をあわせて解消することになると、被保険者への負担が急激となることから、現時点での乖離のみを対象とする。

◆目標達成に向けた具体策

税率見直しの頻度

【案①】隔年(令和7・9年度)※令和8年度には「子ども・子育て支援金」分のみ改正あり

【案②】毎年(令和7・8・9年度)

3-2. 【案①】 隔年, 12,000円増額パターン

◆令和7・9年度に12,000円ずつ増税する

※一人当たり国保税額を除き, 子ども支援金分を勘案していない試算

★の推計年度は, 隔年の改正とは別に「子ども・子育て支援金」の改正あり

※取消し線の箇所: R6.11月時点に見直し修正

推計年度	R7年度	★R8年度	R9年度
賦課総額	27.1億円		29.7億円
調定額 (被保険者減分を減額したもの)	24.7億円	24.1億円	26.1億円
収納率	95.0%	94.5%	94.5%
収納額	23.5億円	22.8億円	24.7億円
必要税収額	—27.3億円 26.6億円	27.6億円	27.8億円
税収過不足額	—△3.8億円 △3.1億円	△4.8億円	△3.1億円
一人当たり国保税額	118,000円	121,000円	133,000円
(うち子ども・子育て支援金分)	0円	3,000円	3,600円
前年との乖離	+12,000円	+3,000円	+12,000円
(うち子ども・子育て支援金分)	0円	+3,000円	+600円

3-3. 【案②】 毎年、9,000円増額パターン

◆令和7・8・9年度に9,000円ずつ増税する

※一人当たり国保税額を除き、子ども支援金分を勘案していない試算

※取消し線の箇所：R6.11月時点に見直し修正

推計年度	R7年度	R8年度	R9年度
賦課総額	26.4億円	27.8億円	29.7億円
調定額 (被保険減分を減額したもの)	24.1億円	24.8億円	26.1億円
収納率	95.0%	94.5%	94.5%
収納額	22.9億円	23.4億円	24.7億円
必要税収額	—27.3億円 26.6億円	27.6億円	27.8億円
税収過不足額	—△4.4億円 △3.7億円	△4.2億円	△3.1億円
一人当たり国保税額	115,000円	124,000円	133,000円
(うち子ども・子育て支援金分)	0円	3,000円	3,600円
前年との乖離	+9,000円	+9,000円	+9,000円
(うち子ども・子育て支援金分)	0円	+3,000円	+600円

◆試算1.【案①】 12,000円増額で改正した場合（令和7年度の試算）

◆税率案 賦課総額27.1億円

税率	医療分		後期支援分		介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
案①	7.43%	42,900円	2.62%	15,300円	2.20%	15,200円	12.25%	73,400円
現行	6.88%	38,400円	2.32%	12,800円	1.70%	12,000円	10.90%	63,200円
現行との乖離	+0.55%	+4,500円	+0.30%	+2,500円	+0.50%	+3,200円	+1.35%	+10,200円

モデルケース1 ※この試算は、子ども支援金分を勘案していない
 所得0円 単身世帯(介護あり1人) 7割軽減該当

税率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案①	12,800円	4,500円	4,500円	21,800円
現行	11,500円	3,800円	3,600円	18,900円
影響額	+1,300円	+700円	+900円	+2,900円

介護あり : 40歳以上65歳未満
 介護なし : 40歳未満, 65歳以上75歳未満

◆試算1.【案①】 12,000円増額で改正した場合（令和7年度の試算）

※以下の試算は、子ども支援金分を勘案していない

介護あり：40歳以上65歳未満
 介護なし：40歳未満, 65歳以上75歳未満

モデルケース2

所得150万円 2人世帯(介護あり2人) 2割軽減該当

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案①	148,100円	52,400円	47,800円	248,300円
現 行	135,000円	45,200円	37,300円	217,500円
影響額	+13,100円	+7,200円	+10,500円	+30,800円

モデルケース3

所得200万円 2人世帯(介護あり2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案①	202,400円	71,700円	64,900円	339,000円
現 行	184,800円	62,000円	50,600円	297,400円
影響額	+17,600円	+9,700円	+14,300円	+41,600円

モデルケース4

所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 介護なし2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案①	511,100円	180,900円	130,900円	822,900円
現 行	468,000円	157,200円	101,600円	726,800円
影響額	+43,100円	+23,700円	+29,300円	+96,100円

モデルケース5

所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 高校生以下2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案①	468,200円	165,600円	130,900円	764,700円
現 行	429,600円	144,400円	101,600円	675,600円
影響額	+38,600円	+21,200円	+29,300円	+89,100円

◆試算2.【案②】 9,000円増額で改正した場合（令和7年度の試算）

◆税率案 賦課総額26.4億円

税率	医療分		後期支援分		介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
案②	7.18%	41,800円	2.52%	14,800円	2.11%	14,700円	11.81%	71,300
現行	6.88%	38,400円	2.32%	12,800円	1.70%	12,000円	10.90%	63,200
現行との乖離	+0.30%	+3,400円	+0.20%	+2,000円	+0.41%	+2,700円	+0.91%	+8,100

モデルケース1 ※この試算は、子ども支援金分を勘案していない
 所得0円 単身世帯(介護あり1人) 7割軽減該当

税率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案②	12,500円	4,400円	4,400円	21,300円
現行	11,500円	3,800円	3,600円	18,900円
影響額	+1,000円	+600円	+800円	+2,400円

介護あり : 40歳以上65歳未満
 介護なし : 40歳未満, 65歳以上75歳未満

◆試算2.【案②】 9,000円増額で改正した場合（令和7年度の試算）

※以下の試算は、子ども支援金分を勘案していない

介護あり：40歳以上65歳未満
介護なし：40歳未満, 65歳以上75歳未満

モデルケース2

所得150万円 2人世帯(介護あり2人) 2割軽減該当

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案②	143,600円	50,500円	46,000円	240,100円
現 行	135,000円	45,200円	37,300円	217,500円
影響額	+8,600円	+5,300円	+8,700円	+22,600円

モデルケース3

所得200万円 2人世帯(介護あり2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案②	196,300円	69,100円	62,500円	327,900円
現 行	184,800円	62,000円	50,600円	297,400円
影響額	+11,500円	+7,100円	+11,900円	+30,500円

モデルケース4

所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 介護なし2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案②	495,300円	174,300円	125,800円	795,400円
現 行	468,000円	157,200円	101,600円	726,800円
影響額	+27,300円	+17,100円	+24,200円	+68,600円

モデルケース5

所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 高校生以下2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
案②	453,500円	159,500円	125,800円	738,800円
現 行	429,600円	144,400円	101,600円	675,600円
影響額	+23,900円	+15,100円	+24,200円	+63,200円

3-4. 案件別比較（R9年度までの推計ベース）

項目	案①「隔年」	案②「毎年」
税率改正の時期	令和7・9年度 ※令和8年度は子ども支援金分のみ	令和7・8・9年度
税率改正1回ごとの 一人当たり増税額	+12,000円	+9,000円
R7～R9の総増税額	+27,000円	+27,000円
R9年度の 一人当たり国保税額	133,000円	133,000円
所得階層ごとの影響額	影響大	比較的影響を抑制

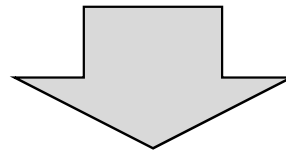
3-5. 国保運営協議会からの意見

国保法に基づき、国保税の税率など国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、被保険者、保険医、薬剤師、被用者保険等の各代表からなる委員で構成された国保運営協議会を設置している。

9月に令和6年第2回国保運営協議会を開催し、令和7年度からの国保税税率見直し方針案について審議いただき、各委員から下記のとおり意見があった。

【委員からの意見】

- ・ 税率を上げるのは了承。
- ・ 最終的に3年目の一人当たり国保税額が同じになるのなら、均等に増額するプランの方が良い。
- ・ 年度により税額が上がったり下がったりしない方が良い。
- ・ 上がり幅はできるだけ抑えた方が良い。
- ・ 市民が納得して納税できるよう、分かりやすい資料を作成して欲しい。
- ・ 市民の周知文については、税収を上げる説明だけでなく、医療費の抑制に繋がるような健康増進に関する取組みについてもPRすると良いと思う。



【案②】による「毎年9,000円増額」を進めることに全ての委員が賛成

3-6. 税率改正に伴う負担緩和策（案）

(1) 税収不足分への補填(市独自)

- ・年平均9,000円の増額に抑えることにより, 令和9年度までの間に生じる税収不足分
⇒ 一般会計から積み立てた基金を取り崩し補填
- ・令和6年度3月定例会
予算委員会, 補正予算において, 一般会計から基金に約5億円の積み立てを検討

(2) 低所得者への軽減(国の制度)

- ・所得に応じて均等割額の7割・5割・2割を軽減

(3) 未就学児の均等割額を5割軽減(国の制度)

(4) 小・中・高校生世代の均等割額を5割減免(市独自)

被保険者の急激な負担増とならないように配慮していきたい

3-7. 今後のスケジュール案

予定月	内 容
1月	国保運営協議会にて、国保税税率案(最終案)を諮問答申
3月	定例会全員協議会にて、国保税税率案を説明
	定例会にて、国保税条例改正議案を上程
4月	国保税税率改正実施

◆令和7年度広報スケジュール案

予定月	方 法	内 容
4月	市ホームページ	・ 税率改正の内容, モデル世帯試算, 負担緩和策等
5月	市報5月10日号	・ 税率改正の内容, モデル世帯試算, 負担緩和策等
6月	市報6月10日号	・ 資格確認書等の一斉送付 ・ 納税通知書の一斉送付, 賦課限度額の改正 ・ 税率改正案内文書の一斉送付
	世帯主宛個別案内発送	・ 税率改正の内容, モデル世帯試算, 負担緩和策等を記載した案内を全世帯(約18,000)に一斉送付
7月	納税通知書発送	・ 税率改正の内容, モデル世帯試算, 負担緩和策等を記載した案内文書(概要版)を同封

試算3. 賦課限度額3万円増を勘案した場合(令和7年度の試算)

◆税率案 毎年9,000円増額

税率	医療分		後期支援分		介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
改正案	7.16%	41,700円	2.50%	14,800円	2.11%	14,800円	11.77%	71,300
現行	6.88%	38,400円	2.32%	12,800円	1.70%	12,000円	10.90%	63,200
現行との乖離	+0.28%	+3,300円	+0.18%	+2,000円	+0.41%	+2,800円	+0.87%	+8,100

モデルケース1 ※この試算は、子ども支援金分を勘案していない
 所得0円 単身世帯(介護あり1人) 7割軽減該当

税率	医療分	後期支援分	介護分	合計
改正案	12,500円	4,400円	4,400円	21,300円
現行	11,500円	3,800円	3,600円	18,900円
影響額	+1,000円	+600円	+800円	+2,400円

介護あり : 40歳以上65歳未満
 介護なし : 40歳未満, 65歳以上75歳未満

試算3. 賦課限度額3万円増を勘案した場合(令和7年度の試算)

※以下の試算は、子ども支援金分を勘案していない

介護あり : 40歳以上65歳未満
 介護なし : 40歳未満, 65歳以上75歳未満

モデルケース2
 所得150万円 2人世帯(介護あり2人) 2割軽減該当

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
改正案	143,300円	50,300円	46,100円	239,700円
現 行	135,000円	45,200円	37,300円	217,500円
影響額	+8,300円	+5,100円	+8,800円	+22,200円

モデルケース3
 所得200万円 2人世帯(介護あり2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
改正案	195,800円	68,800円	62,700円	327,300円
現 行	184,800円	62,000円	50,600円	297,400円
影響額	+11,000円	+6,800円	+12,100円	+29,900円

モデルケース4
 所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 介護なし2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
改正案	494,000円	173,400円	126,000円	793,400円
現 行	468,000円	157,200円	101,600円	726,800円
影響額	+26,000円	+16,200円	+24,400円	+66,600円

モデルケース5
 所得500万円 4人世帯(介護あり2人, 高校生以下2人)

税 率	医療分	後期支援分	介護分	合計
改正案	452,300円	158,600円	126,000円	736,900円
現 行	429,600円	144,400円	101,600円	675,600円
影響額	+22,700円	+14,200円	+24,400円	+61,300円

3-8.まとめ

<国保運営協議会での税率見直しの方針>

・令和7年度の税率の見直しに当たっては、**税込不足をすべて解消するまで税率を引き上げた場合は、被保険者の急激な負担増となってしまうため、今回の改正は、令和6年度の「標準(必要)保険税率」である「24,000円」に、令和9年度までの子ども・子育て支援金である約「3,000円」を加えた「27,000円」を、令和7年度から9年度までの3年間かけて、1人当たり年平均「9,000円」増額していくこととする**

・税率見直しに伴う負担緩和策

- ①1人当たり年平均「9,000円」に抑えたことによる令和9年度までの税込不足分には、一般会計から積み立てた基金を取り崩し補填していく(市独自)
- ②低所得者への均等割7・5・2割軽減(国の制度)
- ③未就学児の均等割5割軽減(国の制度)
- ④小学生から高校生世代の均等割5割減免(市独自)

・市民への税率見直しについての周知は、わかりやすい広報等に努める

・税金をあげるだけでなく、医療費適正や健康増進につながる取組みもPRしていく

<社会保障制度改革等への対応>

・上記方針が定まった以降に、国においては、①社会保険への適用拡大要件である「企業規模」や「106万円の壁」の撤廃、②「103万円の壁引き上げ」、③高額療養費制度の「自己負担額引き上げ」等、様々な改正に向けての検討が進められておりますので、今後の社会保障制度改革状況等に基づき、適宜所要の見直しを図ってまいります。

税率改正に伴う影響額イメージ図(令和7年度課税予定) 賦課限度額109万円

≪40歳から64歳の方がいる世帯：介護分の賦課あり≫

【最新案】R6.12.17時点
 賦課限度額3万円増
 毎年9,000円(介護あり)

		世帯構成		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯
世帯収入 (給与)	世帯所得	数	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1	
		割合	57.36%	27.64%	9.84%	3.60%	1.15%	0.32%	0.06%	0.01%	0.01%	
		小計	85.0%									
55万円	0円	4,386	3,081	948	268	61	22	5	1	0	0	
155万円	100万円	1,494	770	493	155	63	10	2	1	0	0	
	小計	74.9%										
約298万円	200万円	888	343	361	120	42	20	1	1	0	0	
430万円	300万円	422	146	156	79	22	14	5	0	0	0	
約556万円	400万円	209	63	72	41	22	7	3	1	0	0	
約678万円	500万円	132	36	41	31	22	2	0	0	0	0	
約790万円	600万円	85	20	26	21	10	6	2	0	0	0	
895万円	700万円	41	6	16	9	7	1	2	0	0	0	
995万円	800万円	35	7	13	8	6	0	1	0	0	0	
約1100万円	900万円	35	6	5	15	8	1	0	0	0	0	
約1200万円	1,000万円	125	26	39	26	20	7	4	1	1	1	
世帯数計		7,852	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1	

エリア	影響額(年間)	世帯数	割合
-----	---------	-----	----

- ① 1万円未満 4,386 55.86%
- ② 1万円台 1,494 19.03%
- ③ 2万円台 857 10.91%
- ④ 3万円台 550 7.00%
- ⑤ 4万円台 270 3.44%
- ⑥ 5万円台 131 1.67%
- ⑦ 6万円台 111 1.41%
- ⑧ 7万円台 53 0.67%

...【案②】毎年9,000円(介護あり)賦課限度額106万円と比較して、影響額が減額となったエリア
 ...【案②】毎年9,000円(介護あり)賦課限度額106万円と比較して、影響額が増額となったエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定:7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分:1名
2人世帯	介護分:2名
3人世帯	介護分:2名,18歳未満:1名
4人世帯	介護分:2名,18歳未満:2名
5人世帯	介護分:2名,18歳未満:3名
6人世帯	介護分:2名,18歳未満:4名
7人世帯	介護分:2名,18歳未満:5名
8人世帯	介護分:2名,18歳未満:6名
9人世帯	介護分:2名,18歳未満:7名

【最新案】R6.12.17時点
 賦課限度額3万円増
 毎年9,000円(介護なし)

税率改正に伴う影響額イメージ図(令和7年度課税予定) 賦課限度額92万円
 ≪40歳から64歳の方がいない世帯：介護分の賦課なし≫

		世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯		
世帯収入 (給与)	世帯所得	数	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0	0		
		割合	70.81%	24.93%	2.94%	0.86%	0.43%	0.02%	0.01%	0.00%	0.00%		
		小計	95.7%										
55万円	0円	6,317	5,416	731	121	36	13	0	0	0	0	⑦ 1万円未満 8,788 83.03%	
155万円	100万円	2,499	1,341	1,054	76	20	8	0	0	0	0	① 1万円台 1,215 11.48%	
	小計	83.3%											
約298万円	200万円	1,063	478	502	52	17	13	0	1	0	0	② 2万円台 402 3.80%	
430万円	300万円	338	137	168	25	5	3	0	0	0	0	③ 3万円台 132 1.25%	
約556万円	400万円	142	45	76	11	6	4	0	0	0	0	④ 4万円台 46 0.43%	
約678万円	500万円	74	31	31	8	3	1	0	0	0	0	⑤ 5万円台 1 0.01%	
約790万円	600万円	44	17	19	3	3	2	0	0	0	0		
895万円	700万円	24	4	13	5	0	1	1	0	0	0		
995万円	800万円	18	2	15	1	0	0	0	0	0	0		
約1100万円	900万円	11	4	5	2	0	0	0	0	0	0		
約1200万円	1,000万円	54	20	25	7	1	0	1	0	0	0		
	世帯数計	10,584	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0	0	10,584 100.00%	

...【案②】毎年9,000円(介護なし)賦課限度額89万円と比較して、影響額が減額となったエリア
 ...【案②】毎年9,000円(介護なし)賦課限度額89万円と比較して、影響額が増額となったエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定:7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分:0名
2人世帯	介護分:0名
3人世帯	介護分:0名, 18歳未満:1名
4人世帯	介護分:0名, 18歳未満:2名
5人世帯	介護分:0名, 18歳未満:3名
6人世帯	介護分:0名, 18歳未満:4名
7人世帯	介護分:0名, 18歳未満:5名
8人世帯	介護分:0名, 18歳未満:6名
9人世帯	介護分:0名, 18歳未満:7名

税率改正に係る影響イメージ図(令和7年度課税予定) 賦課限度額106万円

隔年12,000円(介護あり)

《40歳から64歳の方がいる世帯: 介護分の賦課あり》

【案①】 隔年12,000円増額のパターン

世帯収入 (給与)	世帯所得	世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	エリア	影響額(年間)	世帯数	割合
		数	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1				
		割合	57.36%	27.64%	9.84%	3.60%	1.15%	0.32%	0.06%	0.01%	0.01%				
55万円	0円	4,386 55.9%	3,081	948	268	61	22	5	1	0	0	㊦	1万円未満	4,529	57.68%
155万円	100万円	1,494 19.0%	770	493	155	63	10	2	1	0	0	㊱	1万円台	1,429	18.20%
	小計	74.9%													
約298万円	200万円	888 11.3%	343	361	120	42	20	1	1	0	0	㊲	2万円台	76	0.97%
430万円	300万円	422 5.4%	146	156	79	22	14	5	0	0	0	㊳	3万円台	345	4.39%
約556万円	400万円	209 2.7%	63	72	41	22	7	3	1	0	0	㊴	4万円台	690	8.79%
約678万円	500万円	132 1.7%	36	41	31	22	2	0	0	0	0	㊵	5万円台	318	4.05%
約790万円	600万円	85 1.1%	20	26	21	10	6	2	0	0	0	㊶	6万円台	105	1.34%
895万円	700万円	41 0.5%	6	16	9	7	1	2	0	0	0	㊷	7万円台	107	1.36%
995万円	800万円	35 0.4%	7	13	8	6	0	1	0	0	0	㊸	8万円台	125	1.59%
約1100万円	900万円	35 0.4%	6	5	15	8	1	0	0	0	0	㊹	9万円台	68	0.87%
約1200万円	1,000万円	125 1.6%	26	39	26	20	7	4	1	1	1	㊺	10万円台	60	0.76%
	世帯数計	7,852	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1			7,852	100%

...影響額が8万円台以上となるエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定: 7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分: 1名
2人世帯	介護分: 2名
3人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 1名
4人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 2名
5人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 3名
6人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 4名
7人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 5名
8人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 6名
9人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 7名

税率改正に係る影響イメージ図(令和7年度課税予定) 賦課限度額89万円

隔年12,000円(介護なし)

≪40歳から64歳の方がいない世帯: 介護分の賦課なし≫

【案①】 隔年12,000円増額のパターン

世帯収入 (給与)	世帯所得	世帯構成									エリア	影響額(年間)	世帯数	割合	
		世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯					9人世帯
		数	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0					0
		割合	70.81%	24.93%	2.94%	0.86%	0.43%	0.02%	0.01%	0.00%	0.00%				
		小計	95.7%												
55万円	0円	6,317 59.7%	5,416	731	121	36	13	0	0	0	0	⑦	1万円未満	6,373	60.21%
155万円	100万円	2,499 23.6%	1,341	1,054	76	20	8	0	0	0	0	①	1万円台	2,504	23.66%
	小計	83.3%													
約298万円	200万円	1,063 10.0%	478	502	52	17	13	0	1	0	0	②	2万円台	1,174	11.09%
430万円	300万円	338 3.2%	137	168	25	5	3	0	0	0	0	③	3万円台	268	2.53%
約556万円	400万円	142 1.3%	45	76	11	6	4	0	0	0	0	④	4万円台	126	1.19%
約678万円	500万円	74 0.7%	31	31	8	3	1	0	0	0	0	⑤	5万円台	69	0.65%
約790万円	600万円	44 0.4%	17	19	3	3	2	0	0	0	0	⑥	6万円台	44	0.42%
895万円	700万円	24 0.2%	4	13	5	0	1	1	0	0	0	⑦	7万円台	25	0.24%
995万円	800万円	18 0.2%	2	15	1	0	0	0	0	0	0	⑧	8万円台	1	0.01%
約1100万円	900万円	11 0.1%	4	5	2	0	0	0	0	0	0	②			
約1200万円	1,000万円	54 0.5%	20	25	7	1	0	1	0	0	0	⑦			
	世帯数計	10,584	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0	0			10,584	100.00%

...影響額が5万円台以上となるエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定: 7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分: 0名
2人世帯	介護分: 0名
3人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 1名
4人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 2名
5人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 3名
6人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 4名
7人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 5名
8人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 6名
9人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 7名

税率改正に係る影響イメージ図(令和7年度課税予定) 賦課限度額106万円

毎年9,000円(介護あり)

《40歳から64歳の方がいる世帯: 介護分の賦課あり》

【案②】 毎年9,000円増額のパターン

世帯収入 (給与)	世帯所得	世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	エリア	影響額(年間)	世帯数	割合
		数	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1				
		割合	57.36%	27.64%	9.84%	3.60%	1.15%	0.32%	0.06%	0.01%	0.01%				
55万円	0円	4,386 55.9%	3,081	948	268	61	22	5	1	0	0	㊦	1万円未満	4,535	57.76%
155万円	100万円	1,494 19.0%	770	493	155	63	10	2	1	0	0	①	1万円台	1,498	19.08%
	小計	74.9%							②						
約298万円	200万円	888 11.3%	343 ②	361	120 ②	42 ③	20	1	1	0	0	②	2万円台	466	5.93%
430万円	300万円	422 5.4%	146	156 ③	79	22	14	5	0	0	0	③	3万円台	726	9.25%
約556万円	400万円	209 2.7%	63 ④	72	41	22	7	3	1	0	0	④	4万円台	291	3.71%
約678万円	500万円	132 1.7%	36	41 ⑤	31	22	2	0	0	0	0	⑤	5万円台	147	1.87%
約790万円	600万円	85 1.1%	20 ⑤	26	21 ⑥	10	6	2	0	0	0	⑥	6万円台	129	1.64%
895万円	700万円	41 0.5%	6 ⑥	16	9 ⑦	7	1	2	0	0	0	⑦	7万円台	50	0.64%
995万円	800万円	35 0.4%	7 ⑦	13	8 ⑥	6 ⑤	0	1 ③	0	0	0	⑧	8万円台	10	0.13%
約1100万円	900万円	35 0.4%	6 ⑤	5 ①	15	8	1	0	0	0	0				
約1200万円	1,000万円	125 1.6%	26	39	26	20	7	4	1	1	1				
	世帯数計	7,852	4,504	2,170	773	283	90	25	5	1	1			7,852	100%

...影響額が8万円台以上となるエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定: 7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分: 1名
2人世帯	介護分: 2名
3人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 1名
4人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 2名
5人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 3名
6人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 4名
7人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 5名
8人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 6名
9人世帯	介護分: 2名, 18歳未満: 7名

税率改正に係る影響イメージ図(令和7年度課税予定)賦課限度額89万円

毎年9,000円(介護なし)

《40歳から64歳の方がいない世帯: 介護分の賦課なし》

【案②】 毎年9,000円増額のパターン

世帯収入 (給与)	世帯所得	世帯構成										エリア	影響額(年間)	世帯数	割合
		世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯				
		数	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0	0				
		割合	70.81%	24.93%	2.94%	0.86%	0.43%	0.02%	0.01%	0.00%	0.00%				
		小計	95.7%												
55万円	0円	6,317 59.7%	5,416	731	121	36	13	0	0	0	0	千	1万円未満	8,844	83.56%
155万円	100万円	2,499 23.6%	1,341	1,054	76	20	8	0	0	0	0	①	1万円台	1,203	11.37%
		小計	83.3%												
約298万円	200万円	1,063 10.0%	478	502	52	17	13	0	1	0	0	①	2万円台	383	3.62%
430万円	300万円	338 3.2%	137	168	25	5	3	0	0	0	0	②	3万円台	103	0.97%
約556万円	400万円	142 1.3%	45	76	11	6	4	0	0	0	0	③	4万円台	48	0.45%
約678万円	500万円	74 0.7%	31	31	8	3	1	0	0	0	0	④	5万円台	3	0.03%
約790万円	600万円	44 0.4%	17	19	3	3	2	0	0	0	0				
895万円	700万円	24 0.2%	4	13	5	0	1	1	0	0	0	⑤			
995万円	800万円	18 0.2%	2	15	1	0	0	0	0	0	0	⑤			
約1100万円	900万円	11 0.1%	4	5	2	0	0	0	0	0	0	①			
約1200万円	1,000万円	54 0.5%	20	25	7	1	0	1	0	0	0	千			
	世帯数計	10,584	7,495	2,639	311	91	45	2	1	0	0			10,584	100.00%

…影響額が5万円台以上となるエリア

※世帯条件(各階層とも所得1名)※軽減判定: 7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分: 0名
2人世帯	介護分: 0名
3人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 1名
4人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 2名
5人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 3名
6人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 4名
7人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 5名
8人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 6名
9人世帯	介護分: 0名, 18歳未満: 7名

令和6年12月19日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

文教福祉委員会

委員長 清水健司

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について